

墓地の改葬等の手続きについて

墓地や納骨堂に納骨されている遺骨を他の墓地・納骨堂に移すことを「改葬」といいます。

改葬を行うには、現在（移骨する前に）遺骨が納骨されている市町村長の発行する「改葬許可証」が必要です。改葬許可証は、新たに納骨する墓地または納骨堂の管理者に提出して下さい。

【手続方法】

- ◆ 改葬許可申請書を、窓口へ直接または郵送で提出してください。
- ◆ 申請書は、市のホームページからダウンロードしていただくか、申請窓口にて用意しています。
※ 注意、代理の方が申請手続きをする場合は、委任状が必要です。

【手続きに必要なもの】

- ◆ 申請書（一体につき1枚必要です）※印は認印で結構です。
- ◆ 手数料 1枚につき200円
- ◆ 申請者の本人確認できるもの（免許証、保険証等）、申請者と改葬される人との関係の分かる戸籍（写し可）。（江田島市の戸籍で確認出来る場合は不要です）
- ◆ 改葬される人が死亡時に江田島市外の本籍であった場合は、死亡年月日の記載がある戸籍（写し可）が必要です。
- ◆ 墓地（又は納骨堂）の管理者が埋蔵（埋葬・収蔵）について証明した書面（申請書の所定の欄に証明した場合は不要です）
- ◆ 墓地使用者と申請者が異なる場合、墓地使用者からの改葬についての承諾が必要です。（申請書の所定の欄に承諾した場合は不要です）

【窓口申請の場合】

申請書1枚につき約1時間程度のお時間がかかります。（申請書に不備のない場合）

【郵送の場合】

申請書、手数料（定額小為替）、本人確認書類（免許証・保険証等の写し）、返信用封筒（住所・氏名・返信用切手貼付）を同封してください。必ず、日中連絡可能な電話番号を記載してください。

分骨の手続き

- ・現在ある墓地から他の墓地（納骨堂）に分骨する場合は、現在納められている墓地等の管理者が発行する「埋蔵証明書」又は「収蔵証明書」が必要です。
- ・火葬の際、分骨し納骨する予定がある場合は、火葬場の管理者が発行する火葬の事実を証する書類が必要です。

【問合せ先】

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原 505 番地

江田島市役所 市民生活課

TEL 0823-43-1634 FAX 0823-57-4431